平成２４年（フ）第１２０２４号
東京都港区南麻布１丁目５―11―403、開始決定時の住所神奈川県横浜市戸塚区下倉田町821―108
破産者　上坂　昭博
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０３号
東京都大田区羽田５丁目11番１号
破産者　株式会社ベルプランニング
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８１７号
東京都中央区八丁堀４丁目13番５号幸ビル２Ｆ
破産者　株式会社ウイング
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８１８号
東京都江東区森下１丁目16―12―304
破産者　尾島　信成
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０９８号
東京都港区南青山４丁目17番33号
破産者　株式会社リラックスコーポレーション
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０９９号
東京都世田谷区上馬４丁目23―２―205、開始決定時の住所東京都品川区北品川３丁目11―13―2206
破産者　柴田　伸介
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１号
岐阜県中津川市田瀬637番地
破産者　吉村　英登
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第９５３号
大阪市中央区南久宝寺町２丁目４番11号
破産者　株式会社丸早帽子
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２０号
大阪市城東区野江３丁目27番16―202号
破産者　有限会社大樹
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０４８号
和歌山県御坊市御坊84番地
破産者　株式会社堀幸商店
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０７６号
大阪市大正区南恩加島２丁目11番17号
破産者　有限会社ヤマシロファニシング
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３０３号
大阪市北区天満１丁目７―13、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦町２丁目５番５号
破産者　株式会社おいちぃ
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３５８号
大阪市西淀川区福町２―３―10、商業登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区大和田１丁目６番21号
破産者　有限会社エー・エス・ビー
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８６号
堺市北区北花田町３丁26番地12
破産者　太平洋広告株式会社
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４３４号
堺市堺区旭ヶ丘中町２丁４番13号
破産者　大阪冷暖商事株式会社
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
北九州市若松区大字小竹2210―１
破産者　大誠産業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４１１号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地３―８―306
破産者　有限会社大澤硝子工業
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４１２号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地３―８―306
破産者　大澤　治良
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４５２号
東京都立川市砂川町８丁目32番地の２コーポ神田106号
破産者　川浪　一男
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３０号
東京都八王子市横川町564番地
破産者　田中　信一
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３１号
東京都八王子市横川町564番地
破産者　田中由美子
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２０８号
横浜市金沢区鳥浜町15番10号
破産者　株式会社大河内製作所
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部